

県産材利用促進 PR 事業 Q&A

令和8年4月21日作成

1 事業内容について

- 1-1 事業で使用する木材の樹種に制限はあるか。
- 1-2 県産材を使った製品ブランドの PR に本事業を活用できるか。
- 1-3 県外で事業を行う場合、補助対象となるか。
- 1-4 林業機械の試乗などを行うイベントを計画しているが、補助対象となるか。
- 1-5 イベント告知のチラシ等の体裁に決まりはあるか。

2 補助対象経費について

- 2-1 木工教室で使用する木材を切るための機械（チェーンソーなど）は補助対象経費となるか。

3 その他

- 3-1 単一企業で申請してよいか。
- 3-2 団体を組む際の相手方は木材関係以外の者でもよいか。
- 3-3 県外の団体であるが、岡山県産材を PR するイベントを開催したい。
- 3-4 いつから事業着手できるのか。
- 3-5 事業完了年月日とはいつのことか。

1 事業内容について

Q1-1 事業で使用する木材の樹種に制限はあるか。

A1-1 県産材であれば、樹種は問わない。

※県産材とは、県内の森林から生産された原木を「岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）」に基づく登録を受けている製材業者によって製材された木材又はこの原木を県内で加工した木製品のことをいう。（県産材利用促進PR事業実施要領第2による）

Q1-2 県産材を使った製品ブランドのPRに本事業を活用できるか。

A1-2 単なる製品PRは補助対象外である。

Q1-3 県外で事業を行う場合、補助対象となるか。

A1-3 展示会等で県産材を広くPRできる内容であれば問題ない。

事業内容によって補助対象となるか判断されるため、事業内容が決まり次第相談すること。

Q1-4 林業機械の試乗などを行うイベントを計画しているが、補助対象となるか。

A1-4 林業機械の試乗と合わせて、木工教室や丸太切り体験などを開催する場合は補助対象となる。

Q1-5 イベント告知のチラシ等の体裁に決まりはあるか。

A1-5 チラシ内のどこかに「おかやま森づくり県民税を活用しています」や「県産材利用促進PR事業を活用しています」等の文言を入れること。

2 補助対象経費について

Q2-1 木工教室で使用する木材を切るための機械（チェーンソーなど）は補助対象経費となるか。

A2-1 汎用性が高い物品の購入は補助対象外である。

3 その他

Q3-1 単一企業で申請してよいか。

A3-1 実施要領で事業実施主体を「県産材の生産及び利用に取り組む団体」としているため、単一企業の申請では採択できない。
2者以上で団体を組むか、他者との共催として申請する必要がある。

Q3-2 団体を組む際の相手方は木材関係以外の者でもよいか。

A3-2 木材関係のものに限る。

Q3-3 県外の団体であるが、岡山県産材をPRするイベントを開催したい。

A3-3 県外団体による取組は補助対象とならない。

Q3-4 いつから事業着手できるのか。

A3-4 交付決定日以降である。交付決定前に着手（発注、購入等）された経費は補助対象外となるので注意すること。

Q3-5 事業完了年月日とはいつのことか。

A3-5 当事業に係る全ての行為（支払いを含む）が完了した日を事業完了年月日とする。